

大分市上下水道事業公告第297号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和7年11月10日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度下水道メーター取替業務委託
- (2) 履行場所 大分市大字松岡他10箇所
- (3) 履行期間 令和7年12月1日から令和8年3月6日まで
- (4) 業務の概要 仕様書のとおり
- (5) 予定価格 ￥1,579,000－（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限 設けない

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 公告日において、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）により、**業種区分 管工事**について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ⑦ 大分市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。

3 入札手続等

(1) 契約担当課

郵便番号 870-0045

住 所 大分市城崎町1丁目5番20号

名 称 大分市上下水道局上下水道部営業課（管理担当班）

電 話 097-538-2434（直通）

メー ル jogesui-eigyo@city.oita.oita.jp

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年11月10日（月）から令和7年11月19日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）によるほか、営業課においても交付する。

(3) 仕様書等の閲覧（交付）期間、場所及び方法

① 閲覧（交付）期間

3の（2）の①に同じ。

② 閲覧場所及び方法

3の（2）の②に同じ。

(4) 仕様書の質疑応答

① 仕様書に質問がある場合には、次により行うこと。

ア 提出方法

質問者及び質問を記載した書面（様式は自由）により、持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールによる提出の場合は、営業課へ質問書到着の電話確認を行うこと。

イ 提出期間

令和7年11月10日（月）から令和7年11月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

3の（1）に同じ。

② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問があった日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）後までに開始し、開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所

インターネット（大分市役所ホームページ）において閲覧に供する。

(5) 競争入札参加資格確認申請書の提出期間及び方法等

① 入札への参加を希望する者は、入札の日時、場所において競争参加資格を確認するため競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出すること。

② 入札の日時、場所において申請書及び証明書類を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

4 現場説明会 実施しない。

5 入札保証金 免除とする。

6 入札（開札）の日時、場所及び方法

（１）日時 令和 7 年 1 月 2 0 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分

（２）場所 大分市城崎町 1 丁目 5 番 2 0 号
大分市上下水道局 5 階 5 1 会議室

（３）入札方法

入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

（４）入札回数

原則として 1 回とする。

（５）入札金額

入札書に記載する金額は、1 の（３）に記す履行期間（契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日まで）全体に対する金額であること。

（６）その他

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

7 競争参加資格の事後審査及び落札決定

（１）開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。

（２）開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、7 の通知の日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。

なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（２）（１）の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して 8 日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に書面により回答する。

（３）（１）の書面の提出場所は、3 の（１）の担当課とする。

9 契約保証金 大分市契約事務規則第 7 条第 8 号の規定により免除する。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札

- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑦ 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

11 支払い条件

前 払 金 なし
部 分 払 なし

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市一般競争入札実施要領（平成24年6月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウまでのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 ア 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合。
 イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合。
 ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うことができるものとする。
 この場合において、契約担当者は落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) その他不明な点は、大分市上下水道局上下水道部営業課（管理担当班）まで照会のこと。

電話 0 9 7 - 5 3 8 - 2 4 3 4